

厚生常任委員会

平成18年5月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士

○里川宜志子

浅井 正八

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	阪野 輝男		

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 里川委員、浅井委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますので、これより、厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、この1年間、当委員会お世話させていただきます、三木と副委員長の里川共々よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 町長の挨拶をお受けいたしました。

町長は、10時10分、所用のため退席いたしますことをご報告いたします。

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。

本日より予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

まず初めに1. 継続審査案件であります（1）を議題といたします。理事者の報告を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります、（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明いたします。（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、事業認定及び税務協議等の協議を現在、県用地対策室等と協議等を行なっております。事業認定等の早期取得に向けまして現在努力いたしております。また、プロポーザル方式によります設計を行なうため、現在その準備も進めているところでございます。18年度には実施設計

を行ないまして、19年度着工を目指しまして現在鋭意努力いたしておりますのでよろしくお願いいたします。今後、事業認定が確定しまして、建設用地の取得が纏まりましたならば、厚生常任委員会にご報告申し上げまして、対応等諮って参りたいと考えておりますので、ご理解等ご協力よろしくをお願いいたします。

委員長 今、西川課長の方から報告を受けました。質疑等があればお受けいたします。

木田委員 前回、休会中に前回の委員の方から色々な要望が出されておると思っていますねけど、それらについて、いつ返答してもらえるのかですね、設計に入る前に返答が行なわれるのか、それとももうそれはどういう風にその中盛り込んで行ってもらえるのか、それらについてですね、ちょっと事前に、今のところ、どういう風になつとんのか聞かせてもらいたいと思います。

福祉課長 今ご質問いただきました、前回の厚生常任委員会で取り纏め等、厚生常任委員会のご要望等を取り纏めていただくということで、委員長からもその取り纏めをいただいております。その取り纏めていただきましたご意見、ご要望につきましては、現在、プロポーザル方式によりまして設計業者等を決定していくという作業の準備を進めております。プロポーザル等で設計者等が決まりましたら、その中で現在持っております事業計画等を基本にして、設計者等共々新しく設計等していくこと、煮詰めていく作業に入るわけでございます。その中で厚生常任委員さんの取り纏めていただきました意見等も入れながら、また、その他各団体さんからも意見等を聞きながら、現在の介護保険制度、または自立支援制度から合っております、制度改正が行なわれましたので、それに合います事業計画をまた定めていくということを考えておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

木田委員 以前の何では、西里で実施されるというような形の設計というんですか、検討委員会の中での内容の何はいただいていたんですが、今度プロポーザル方式となれば、それを全く白紙に戻して一から設計やり直すということで理解してよろしいんですかな。もう前のは白紙にしてしめて、ほんで新たにあそこの場所でやるということやから、基本的な何は同じようなものになると思うねんけど、そこへ追加というんか新しいそういう色んな制度とかもまた変わってきたからそれを組入れたような形で設計されていくのかどうかについてですね、どのようになるのかお聞かせ願いたいと思います。

町 長 基本的には、前に福社会館検討委員会等をしていただいた、その関係等については踏襲して参りたい、そしてまた、今現在は、厚生常任委員会で取り纏めをいただいたその関係等については、そういう事で、先程、西川課長が申し上げたように、プロポーザル方式により決定した業者等にその意見を反映できるものであれば反映していきたい、そういうことで今現在進めていきたいということで課長も申し上げてるとおりでございます。

委員長 西川課長、プロポーザルの時期なんですけどね、それはいつ頃とだいたい考えておられますか。

福祉課長 先程申しましたように、今現在準備等進めておりまして、6月に入りましたらプロポーザルの設計業者を確定する作業に入っていきたいという風に思っておりますけれども。

委員長 決定はだいたい秋口ぐらいですか。

福祉課長 プロポーザルを行ないまして、設計者等が決まりますのが、最低でも2ヶ月は必要だと考えております。ですので、6月7月、8月頃には業者が決定するという風に考えております。

委員長 他はございませんか。

里川委員 これ長年かかってやっと動き出すということになって、大変、今後の将来の福祉のためには非常に有効なものにしていかないといけないという風にまた私自身も心を新たに感じてるところなんですけれどもね、整備検討委員会、私も入らせていただいた時期もあるんですが、その当初から事務局について福祉課だけが出て来てた時に、これは総合的に考えるということであれば、やはりその事務局、福祉課だけではなく、他の課も当然、特に保健センターもそうですけれども、色々な事業委託している社会福祉協議会、療育教室であったりとか、今なんかでしたら地域包括支援センターなんかも社協の方へ委託というようなことになってるわけですが、それで制度も色々変わってきてますし、そんな中でこの実施設計に入る時にですね、各関係機関とどのように協議をしていただけるのか、事務局は福祉課ということはよく分かるんですけれども、そういった現場現場の意見をきちっと聞きながら、より良いものにしていくという姿勢で行っていただきたいという風に思ってるんですけれども、その辺はどのような考え方で進めて行こうとされてるのか、委員会のところで確認をしておきたいと思います。

町長 今、里川委員のご指摘の点でございますけれども、設計の段階で色々という地域包括センターとかございます中でそういう意見を聞いたということでございますけれども、ある程度そういう点についてはそういう意見を反映できるというのか、そういう意見を聞いてますから、そういうことも十分盛り込んでですね、問題は、一番問題は、できる中でのその使い勝手の問題だと私は思う。できてしまつたらこれちょっとおかしいやないかということになりますから。どこのところも一緒なんです。自分の家でも作ってたら、ここちょっと変えてほしいとかなりますけれども、やっぱり設計というのは、基本的にその方の意匠ですから、そういうものを踏まえて、十分またそういう点について

はですね、色々と皆さん方もご視察されてますし、斑鳩は斑鳩らしい総合福祉会館というものをしていく。また、地域包括支援センターの関係についても、社会福祉協議会の中に今現在ありますから、そういうものをどう、情報、プライバシーを守るためにどうするのかという問題もございますから、そこらを十分に配慮したものをやっぱりして、斑鳩の総合福祉会館として立派なものをしていきたいという気持ちでございます。

里川委員 内容のいいものを作りたいと、今町長もおっしゃっていただきました。やっぱり内容のいいものをして行こうと思えば、それぞれの制度をよく知った人間、そして使い勝手というのはやっぱり現場の人間が感じてる、日々感じている、現在の施設の中でどう感じているかというようなこともあると思いますのでね、ほんとにそれぞれの状況よく整理をしてしていただいて、進めて行っていただけるようにこれは要望としてお願いをしておきたいと思います。そしてまた私たちも今まで勉強して来たもの、そして更に奈良県でもこの間に近隣でも総合福祉会館は建って来ておりますので、またそういった所にへも、私たちもまた勉強もしながら、より良い本当にこの財政が厳しい時に多額のお金をかけて作るということ、それを住民の皆さんにも理解していただけるように、理事者側もそして議会もより良いものとなるようにお互い最善の努力を尽くすべきだという風に私も考えますので、そのところも是非ご理解をしておいていただきたいという風に思います。これは意見として言っておきます。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。

委員長 次に、2. 6月定例議会の提出予定議案について、予め説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。資料1の一番最後のページをご覧くださいと思います。斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことにより、平成19年4月1日に施行されるものについて、所要の改正を行うものです。その内容につきましては、長期譲渡所得に係る市町村民税の課税の特例を規定する地方税法の条項などが改正されたことに伴いまして、本条例の条文について整理する改正を行うものであります。

もう少し具体的にご説明を申し上げます。同じ資料1の、開いていただきまして2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目の新旧対照表でございます。

国民健康保険税に关します所得と言いますのは、市町村民税に係る所得の考え方を準用しております。その中で新旧対照表の一番上でございますが、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定している部分でございますが、その上から3行目、法、法と言うのは地方税法でございます。法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合という事で、この譲渡所得の定義を、地方税法附則第34条第1項に求めているわけですが、この部分が地方税法の改正によりまして、法附則第34条第4項という風に改正されました。それに基づきまして、新の方でございますが、国民健康保険税条例の方も法附則第34条第4項という風に文言を整理させていただくものであります。

以下、同様に地方税法の条項が変更になりましたことから、今回条

例の文面を整理させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、6月に提出を予定させていただいております斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何か質疑ございましたら、お受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、次にいきます。

次に(2)平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてですが、(4)の方に(第1号)がございます。この(4)の町長専決処分について承認を求めることについてを、先にお聞きいたします。 植村健康推進課長。

健康推進課長 町長専決処分について承認を求めることについて(平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)について)でございます。これにつきましては、平成17年度本特別会計におきまして、歳入が医療等に要しました費用などの歳出に対しまして、不足が生じる見込みであるため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成18年度予算より繰り上げて充用する必要がございます。金額の確定はまだですけれども、この予算の補正につきましては、5月中に専決処分をさせていただきまして、次会本会議に承認を求めるとしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

里川委員 金額はまだ確定しないという事ですが、およそどれ位になる、だいたいの見込みですね、どんなもんかなっていうの、ちょっと聞いときたいと思います。

健康推進課長 今回上げさせていただくのも予算ですので、最終的に繰上充用させていただく金額とは元々異なるわけですが、現在予定しておりますのは、3億4,400万円程度になろうかと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に(2)平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明をお受けいたします。植村健康推進課長。

健康推進課長 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)についてでございます。これにつきましては、平成18年度の医療制度改革に関連いたしまして、国民健康保険の給付に係る電算システムを変更する必要があるとして、そのシステムの改修にかかる経費を計上させていただくものでございます。資料2をご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、繰入金、一般会計繰入金から事務費繰入金を105万円を増額させていただく。歳出につきましては、総務費、一般管理費で医療制度改革に伴いますシステム改修委託料を105万円の増額の補正をお願いするというものでございます。

なお、制度改革につきましては、委員皆さんもご承知かと思いますが、現在国会において審議中でございますが、その中には10月に施行を予定されているものが含まれております。これが成立したならば、10月施行に間に合わせるために、9月中にはシステムの変更をしておかなければならない必要がございます。このため、次回の議会

で特別会計の補正をお願いいたしまして、法律改正などを待ちまして、電算システムの変更に着手したいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 審議中という事ですが、委員会の方は結構強行に通されてると思うんです。ですからこういう風に変えていかなければならないように、最終的には数の関係からいっても成立していくんだろうと。審議が十分に尽くしていただけないという事は、国の方でやっておられる事なんで、非常に地方で見ている私たちとしては残念なんですけど、ただ毎回、私こだわってお聞きしてるわけですけども、これ繰上充用せんとあかんくらい国保も大変なんですけども、システム改修については、一般会計から繰入れて充てるという風に言うてはもらってるわけですが、このシステム改修ですね、これ国で決まったらせなあかんと、そしたら105万、これで何かね、国の方も地方に対して補助とかそういうものをしてくれんのかどうか、この間私もずっと色々こだわって聞いてきて、なかなか補助してもらえない、国で決めといて地方でやれ、というような格好になってるという事について非常に不満を持ってきてるわけですけども、今度のこの件についても、他、国や県からの補助っていうのは考えれないのかどうかという事について、お尋ねをしたいと思います。

健康推進課長 今回の医療制度改革に関する事務費という事で、国から補助金なりがおりるという事は現在のところ聞いておりません。

里川委員 とても国のやり方は理不尽だなと、常々思っておりますけれども、私たちが今後もね、そういう事については極力、やはり地方のことを考えて、いくら地方分権と言ってもね、地方の事もきちっと考えても

らって、上で決めたから、はい、下、勝手にやれ、というこういうやり方について、やはり町もこういうやり方は理不尽だと、もう少し国が変えてきた制度について、それに伴ってやっていく事務費などについての、一定の補助くらいは出してほしいというような要望をね、町としてもして行ってほしいと思います。私たちもそういう風な事はこれからも要求を、国に対してもしていきたいとは思いますが、町としてもそういう風に要求をして行っていただきたいという風に、これは要望として言っておきたいと思います。

町 長

里川議員さん、絶えず県へ国へ働きかけろという話ですけれども、これはもうやっぱり我々が選挙をして選んだ国会ですし、また県の関係等もごさいますけれども、私はやっぱり補助金そのものが今こうして減っていったらというか、もうカットされてきてるわけですから、町村というのは大変な状況なんです。その中でやっぱりいかにパイプが小さくなって、我々やっぱり努力をしてやってるわけですから、そら里川委員さんのご要望もよく分かりますよ。しかしやっぱりそういう事も踏まえてですね、取り崩していかんと、いつまでも国をあるいは県をとる事になってきたら、我々のこの町村が、全てがだんだんと包括支援センターでも、あるいはそういういろんな関係でも厳しいわけです。どこかでカットしなかったら、それを維持できない。私はそれを、あえてまだ斑鳩町の場合は、県がカットしても斑鳩町が継続しようという、やっぱり努力をしてるわけです。その事の評価をしていかなかったら、県や国やそういう事になんぼ力を入れていたって、もうカットされたら、県なんてもう既に、2月、3月くらいに決まるわけでしょ、我々の予算というのはだいたい1月にだいたい作ってくれと、そしたらもうその事が全て補正予算に跳ね返ってるわけです。現にそういうオムツでもパジャマでも全部カットされてきている。しかし町としてはやっぱりそれを継続しようという事で、やっぱり皆さん方のお力でやってるわけですから、そこらの事をもっと風潮していただいて、そういう努力をしている事をやっぱり皆さん方が、議会も

我々がやっぱり1名分の議員歳費を削ってますやんかと、ここまでやってやっぱりやってるという事を評価していかなかったら、私の町そのものが、いやもう国や県がいつまでもおんぶに抱っこやという事ばっかり思っておられたらですね、大変な事です。やっぱりこうして経費節約をしながら、お互いにやっぱり斑鳩町の場合は、福祉を盛り立てていこうという、皆様方の合言葉でですね、努力をさせていただいているという事を考えていかんと、国や県に要望して、要望が通ってくれりゃそれはなんでもよろしいわ、要望が通らないんですから、決まったことは我々がなんぼ言うたところでどうもしようない。それは、お互いに皆様方が選挙をしてるわけですから、1票という札を投じて、国の方々を選んではいけないわけですから、なった事は、だから国民は次の選挙はまたどうなるかについては、分かりませんからそういう努力はしていかなかったら大変だと思ってます。

里川委員

ちょっと今、町長の答弁、非常に残念な部分もあるんですけども、私は斑鳩町はすごく一生懸命努力をしているからこそね、こういう事についても、例え僅かでもこういう風に国が決めたと、そしたら多少その事務費用、色々変更していかなければならないところのかかる費用について、例え幾らかでも、国としても各市町村の事を考えて出してほしいと、出すべきではないかという声をやっぱりあげとかないと、国はいつも分からへんのやないかと、地方がどういう事で苦しんでんのか、そしてまた国民がどういう事で何を思ってるのか、国レベルではなかなか分かってもらえない部分があるのではないかと、そういう事では私たちの地方にあっても、斑鳩町の町民さんも国民ですから、いろんな問題提起を私たちもしていくべきであろうと思いますけれども、地方自治体としてもやはり地方自治体を苦しめるばかりではなく、工夫を斑鳩町は非常にしていますし、近隣の調査をしても、今、町長もたぶんすごく町政に対して誇りをお持ちなんだろうと思います、今のご発言を聞いても。それはそれでいいと、斑鳩町は職員も含めまして皆よく頑張っていると、私も評価はしていますけれども、ただその

事と、やはり町や県へ当然にやっぱりやっていただくべきではないか、
というような事については意見として、やっぱり上げていくべきでは
ないかなという事を言ってるだけですので、私は前向きな発言をした
つもりなんですけれども、あまり町長の方で、非常に前に向いていた
だけではないのかな、もう仕方がないという風に思っておられるという
事について、少し残念だなという気はしましたけれども、やっぱりほ
んとに斑鳩町、単独町制を選択してこれからも頑張っていく、そうい
う中であってはそういう部分でも頑張っていくかといけないの違う
かな。自己主張と言うんですか、国や県に対しても言うべき事は言う、
そういう姿勢は斑鳩町として持つべきであるという風に私は思っ
てますので、今のような発言をしたという事です。ここで、その事が
噛み合わないのであれば、私は議論をするつもりはないんですが、私
自身はそういう風に思っていますので、これは意見として申し上げて
おきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計の補正予算(第1号)につい
課長 てでございます。資料3をご覧くださいと思います。この老人保
健の関係でございますが、平成17年度の収支におきまして、医療諸
費に係る支払基金交付金、国庫負担金、県負担金の超過交付を受けま
した。これら交付金、負担金の過不足は、翌年度で精算される事とな
っておりまして、平成17年度で超過交付されました交付金、負担金
を18年度予算において、償還するする必要がございます。また、国民健康保険事業特別会計の時と同じように、平成18年度の医療制度

改革に関連しまして、老人保健の給付に係る電算システムを変更する必要がありますので、それにかかる経費を計上させていただくものでございます。資料3でございますが、まず、歳入であります。繰入金、一般会計繰入金で事務費分繰入金としまして84万円、更に繰越金、交付金等超過交付分繰越金としまして2,610万7千円を増額補正をお願いするものでございます。

歳出の方でございます。総務費、一般管理費のシステム変更業務委託料として84万円、諸支出金、償還金、交付金等超過交付分償還金としまして2,610万7千円を増額補正をおねがいするものでございます。

老人保健特別会計の補正予算についてご説明を申し上げました。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 これもシステム変更なんで、たぶん先ほどと同じように事務費の84万円については、町の方で全額負担をしなければならないんだらうという風に思いますが、その確認だけさしていただきたいと思います。

健康推進課長 これにつきましても、国等から補助があるという事につきましては、現在聞いておりません。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、6月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのうち、当委員会所管にかかるものについて、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につきまして、住民生活部所管にかかります補正予算の内容について、私の方からご説明いたします。資料4の平成18年度一般会計補正予算(第1号)歳入及び歳出総括表をつけておりますので、ご覧いただきたいと思えます。まず歳出につきまして、ご説明いたします。民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業への支援といたしまして105万円の増額補正であります。これにつきましては、先に説明のありました国民健康保険事業特別会計への一般会計からの繰出金の補正となっております。また、次の老人福祉費では老人保健への支援といたしまして、84万円の増額補正であります。これにつきましても、先に説明ありましたように、老人保健特別会計への一般会計からの繰出金の補正であります。また、次の障害福祉費では、福祉作業所の運営支援といたしまして、71万円の増額補正であります。障害者通所施設の虹の家の通所生が、4月1日から8名から9名、一名の増員となっておりますことから、虹の家に対する負担金の増額補正をお願いするものであります。また、同じく障害福祉費において、障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画の策定を18年度中に行うため、その策定に伴います委託料といたしまして150万円、障害者福祉計画推進協議会の開催を一回増とするため、その委員報酬費、75,000円の増額補正をお願いするものであります。障害者福祉計画につきましては、障害者福祉サービスや地域生活支援事業の三年間の必要量と見込量を推計した計画であります。18年度中に策定する必要があるため、コンサルへのその委託料及び障害者福祉計画推進協議会の意見をお聞きし、策定をするための補正をお願いするものであります。

次に、歳出にお戻りいただきたいと思えます。先に説明いたしました障害者福祉費補助金といたしまして、県支出金、民生費県補助金で

35万5,000円の増額補正であります。これは、先ほど説明いたしました福祉作業所への運営支援、71万円の2分の1、35万5,000円が県補助金として増額補正をお願いするものであります。

以上、6月議会にはこの補正予算を上程させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

里川委員 障害福祉計画の策定で150万円挙がってるわけなんですけども、委託料、コンサルに委託するという事になるんだろーと思っておりますけど、その委託するまでにコンサルをどういう風を選定しはるのか、そしてまた、コンサル、どこに委託をしようとしてされているのか、そこまで決まっているのであれば、その経過の説明をしていただきたいと思います。

福祉課長 障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画の策定につきましては、先に斑鳩町が策定いたしました障害者福祉計画がございますので、その福祉計画の検討等、見直しの時にコンサル等に委託をしております。その業者、福祉計画との整合性、また調和をとれたものが、障害福祉計画を策定するという事がございますので、現在考えておりますのは、先に障害者福祉計画を策定しましたコンサルに業務委託をしていこうと考えております。また、その他その細かい内容につきましては、今後、この26日に県の方で全体会議が行われますので、その中で詳細等が出てきますので、その中の資料等も参考にしながら、また決定してまいりたいと考えております。

里川委員 そういう風に前の、元々のノウハウを持っているところだという事は理解させていただきました。ただ、この障害者福祉計画推進協議会を開催するという事で金額挙げていただいているんですけどもね、

この計画を作っていたいただいた時の協議会のメンバーさん、私も何度も傍聴ずっと行かしていただいていたんですけども、この障害者基本法に基づくこの計画と、事業の中身について、事業量などを策定せんとあかん今度の計画、中身が随分、内容が随分違うと思うんですよね。ですから、協議会の事業計画などを作る場合の委員さんの構成については、少し考えなあかんの違うかなと思ってたところなんですけど、そのところは、どんな風にお考えになられてるのか、確認をさせていただきたいと思います。

福祉課長 今ご質問いただきました、障害者福祉計画推進協議会の委員の構成等についてでございますが、この協議会の任期につきましては、一年という事になっておりまして、現在、今度策定いたします障害者自立支援法に基づきます障害者福祉計画のご意見等聞きながら、策定していくという事になっておりますので、この協議会にご意見等賜って参りたいというように考えております。委員の構成につきましては、その協議会設置条例の中にも、学識経験のある方また、その他町長が必要と認める者となっておりますが、現在、先ほど委員もありましたように、サービス量等を把握していくという事を考えますと、特に専門的な人が必要になってこようと考えておりまして、現在その委員の選考等も今現在調整しておりまして、ご意見等を賜ってまいりたいと考えております。

里川委員 障害者の方の認定をされる認定審査会などにも精神障害者の関係の方とか入っていただいて、斑鳩町を含む広域7町で審査会を、2合議体作っていただいているのかな、そういう風にして施設の方にも入っていただいてしたと。当然、事業量などの問題についても、これから計画を立てていく上においても、そういう施設関係の方が今現在は入っておられないと、この協議会の中にはね、そういう事については、非常に私は問題だという風に考えてます。ですから、当然先の議会運営委員会でも基本的に議会の方から各種付属機関への委員の選出は、原

則的には行わないようにしていこうという事で議会の方も言っておりますけども、理事者の側におかれても、そういう委員の選出について、内容についてね、よく今、検討していただいている時だという風に私も思っているんですけども、やっぱりその計画に見合った、必要な人材を確保していただきたいという事をお願いをしておきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。

町長 委員会開会中でございますけど、先ほど最終処分場のピットで火災が発生をいたしまして、これは収集車から下ろした時に爆発をして、今現在はもう煙だけでございまして、ケガ人もございません。だいたいもう終息、落ち着いた状況に戻っておるという事でございます。報告だけさせていただきます。

委員長 すいません、もう一度場所は。

町長 最終処分場のところで、収集車が物を下ろす時に爆発したと。

委員長 今、報告を受けました。

それでは、次に、(2)平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)についてのうち、当委員会所管にかかるものについて、報告を求めます。 植嶋環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境対策課所管にかかります繰越明許費繰越計算書についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。18年3月議会で議決をいただきました一般会計補正予算、第4款衛生費、第2項清掃費で、合併処理浄化槽設置整備補助事業、399万6,000円を翌年に繰越をお願いするものでございます。この内容につきましては、2月の厚生委員

会でもご説明申し上げましたとおりでございますが、地域再生計画に基づきまして、雨水処理施設整備交付金となったこと、また18年度の国の予算不足を補うため、18年度の整備分を前倒しして、17年度分として交付された事により、5人槽2基分、7人槽8基分、合計399万6,000円を18年度に執行するため、繰越をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、(2)の一般会計の報告についても終わります。他に、理事者側から報告することはございませんか。

(な し)

委員長 各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑等があれば、お受けいたします。

浅井委員 私、長年勤めさしてもろて、初めて厚生委員会入ります。ちょっと勉強不足で教えてほしいと思いますねけども、総合福祉会館が、初めてやろうと発足しはったんは、今から何年前ですか、部長分かる。

住民生活 一応、(仮称)総合福祉会館の計画を立てて、その計画を協議会等
部長 でおまとめをいただく組織作りをして、実際にやり始めたのは12年

3月で第1回目の計画を策定をさせていただいた経緯がございます。ただ、それ以前に総合計画の中に、ちょっとその辺が定かでないんですけども、以前からも総合計画の中に入れさせていただいて、計画を立てさせていただいて、そして最終的に第1回目の計画を出した時から平成12年の3月に取りまとめをいただいたという事でございます。

浅井委員 私、本議会でこの用地について、前議員であります共産党の野呂議員ですかね、この用地について、助役さんご存知でしょうね、助役さんと議論あったん、私も覚えてますし。西里の法務局の隣ですと、それが30万であったと、高いやないかと、そんな高いとこせんかてって言うたら、そんなってどんなことやって言うて、助役さんだいぶ議論されたん、ご存知ですか、覚えてはりまっか。本議会でありましたやろ。

助 役 30万円と、そういうのでなしに、私覚えてるのは、野呂議員はあの地域は風致地区等の地域であるので、あんまり意匠にあわないような建物は建てるべきではない。またそれと同時に、敷地面積も約4,000平米という事で、事業用地には少ないのではないか、という事を言われたと。そしてまたあの地域については、前助役と私の土地がございましたから、そういう事を含めて、好ましい状態ではないんじゃないか、という指摘をされたという記憶を持っています。

浅井委員 私はこれ、言いたくないけど、私が1期目の時ですわ、だから8年か9年くらいですやろ、この問題出たん。そうして、小吉田でやれば5万円できると言うたんは野呂さんですわ。今、小吉田なんぼで買収されたんですか、ちょっとそれ言ってください。

町 長 これは経過がございましてですね、浅井議員おっしゃるように西里の法務局の近くで計画をさせていただくという事で、用地そのものに

については、近傍価格というのがもう出てますから、藤ノ木の買収とかあるいはその周辺の買収で、平米が12万なんぼですから、やっぱり40万近くかかると、それではやっぱり無理やから借地でいこうという事で、借地で一つ、今おっしゃった助役さんと前の助役さんの土地、そして一部の方の関係等についてやろう、という事で進めたわけです。そしたらそんなところは風致で、やっぱりそういう事はもう、買うという事が出来なかったらやめたらどうかと。そしたら小吉田の方には5、6万もする農地があるやないか、という事を一般質問でその当時、野呂議員がおっしゃったという事でございますから、今現在答弁させていただいたのは、一部の地域については坪11万円、そしてもう一つ向こうは坪6万円です、11万円のところはだいたい5,000何平米、6万円のところは5,300平米。

(「それは6万円ですか。路線奥入ったところですか」との声あり。)
そうです。今、小吉田団地の隣のところ、前の部分は坪11万円、そして中の部分は5,000なんぼが6万円ということで、今現在交渉がまとまったという事でございます。

浅井委員 あかね、検討委員会でね、用地が高いからって向こう行ったら5万円であると言わはって、やはり先に用地求めんのはやっぱり検討委員会やと思いますわ。それに、5万円であると言うてですよ、今現在バブルはじけて2、3万である田んぼをなんで6万で買いますの、おかしいのぢやいますか。言うた人の無責任ですよ、これは。

町長 これはもう浅井議員、無責任とか無責任じゃないとかいう問題よりも、これはやっぱり経過がずっとあるわけでございまして、何も別に小吉田地域がどうかという事よりも、できればやっぱり今いかるがパークウェイ付く法隆寺線のあの周辺がいいやないか、という事で検討委員会を開いてもらって、そういう所をやっぱりA、B、Cの中でそういう場所を決めた。その第一番目の場所が、職員も助役さんも努力をして、色々と当ってくれたけど最終的にはそれがうまくいかなかった。

そしたらそのBという、周辺でという事ですから、その周辺を今当らせていただいて、そういう事で。これも鑑定価格を出してますから、2、3万とかそんな事私はないと思います。やっぱり鑑定価格に基づいてやってますから、それはちょっとやっぱり議員さんおっしゃっていただくように、それはもう6万円は6万円、11万円は11万円、それは私は鑑定に基づいての用地交渉ですから。

浅井委員 町長さんが言わはるけど、路線価でだいたいね、今、駅前から吉忠のあの通り5万円ですわ。私も調べてます。せやからね、これ、こういう事されたら今後用地協力者難しいですよ、これは、やり方。町がそない言わはるねんやったそんで結構ですよ、せやけど私はね、共産党はつきりそない言うてね、名指しして言うてね、責任とらんというのおかしいですよ。こんなもん、11万も出すというの、町道ですよんか、向こう、ちゃいますか。今度駅のアクセス道路どないしはりますの。私これ以上質問しません。おかしいですわ、そら。

町 長 浅井委員、おかしいとかおかしくないとか、我々はやっぱりそういう点では鑑定に基づいて努力してるんです。それは、皆さん方は、こうして道路付きますよと言うたら、そらもう早く町長やれと、早よやらあかんやないか、と言うてもやっぱり相手方がその値段で応じてくれなかったら出来得ないんです。やっぱりそれを何とか説得をさしていただいて、やっぱり用地がまとまって初めてなるんです。だから何も用地を協力するとかしないとかいう問題よりも、皆がやっぱり斑鳩町の町を良くしていこうとすれば、これだけ都市計画道路が遅れてきたわけですから、やっぱりみんながそういう中で、私は今、小吉田のいかるがパークウェイでも400メートル、あるいは稲葉の、岩瀬橋の、あこもやっぱり協力をいただいたという事は、ほんとに私は有難い話だと思うんです。協力なくして出来ませんよ。これかて、なんぼでもいい値段で買えりゃなんぼでも買えますけども、やっぱり決まっていますから。そしたらやっぱり元を売った所の値段というのは必ず

あるわけですから、その周辺で売られた値段がやっぱりこんだけやから、その方はやっぱりその値段に準じていきます。そしたらやっぱり町としては、今、鑑定こんだけですという事で、その鑑定に基づいてやっぱり買っていかなかったら、いずれやっぱり住民の方々かて、我々税金を払ってる中で、やっぱり監査請求も出てくる、あるいはいろいろな問題出てくるわけですから、できるだけやっぱりそういう事を考えたら、なかなか用地買収というのはまとまっていかない、今でもやっぱり色々と、河川改修でもせんなん事は分かってるんです。それはやっぱり持っておられる方々の立場というものを考えて、あるいはそういう地権者の立場を考えると、やっぱり県もあるいは町も努力をしながら、三代川の河川のあれでも、遅いやないか、遅いやないかとおっしゃるけども、やっぱり相手があるわけですから、その事をやっぱりくんでいただいて、協力する、しないというよりも、やっぱり斑鳩町の道路というのはこれから、都市基盤が遅れたんですから、その分を取り戻していこうとしたら、そういう努力をしていかなかったら、いや、もうわし協力しまへん、という事じゃなしに、やっぱりそういう事で議員さんも、やっぱり出来るだけ色々あるけれども、こういう値段で一つ協力したってくれと、努力をしていただく事が、我々としては有難い話だと思っておりますけれども、そういう事で一つご理解をいただきたいと思います。

浅井委員　あのね、町長さん当然、理事者の方一生懸命やって、この用地交渉できたんやと思いますよ。せやけど、言うた人ね、私、助役さんこんなん言うたら失礼な言葉か知らんけど、あんたあの時どない言うて怒らしたん、私、真前に座ってて、私のこっちは野呂さんと里川さん座ってて、あんなとこってどんなとこやって、本会議でえらいケンカしはりました、それ印象に残ってます、私。それ、あこへ持って行って路線価で、今度もう私はっきり言うけど、委員会出るんですやろ、除外で、農振除外で、6月議会に。違いますか、そうですやろ。なぜもっと検討委員会で検討して、これが安いとこいかなんだかと、法隆

寺の駅舎ですよ、法隆寺にちなんだ入母屋にすると行って4,600万の補正組んで、怒ってる人ありましたやん、これ16億って、今19億かかるんですやろ、どないなりますの、これ。そりゃあんたらの努力分かんが、やってもらわなできへんねやもん。昔やったら町会議員さん、うちの家、交渉に来はってんやもん、ひとつ協力してくれって言うて。今、町会議員誰も行くもんあらへん、みな理事者行ってんねや、何べん帰って来んなん、行ったり来たり、晩も寝んと歩いてんが、そうですやろ。今うちあれ、ポイント打ってんの、杭打つのに何べん来はんの、ほんま気の毒や。わしもこれ出て分かりますよ。もうちょっとそのとこ理解してもらわんな、一方的ですわ、これは。それやったら今度、駅のアクセス道路、そううまい事いかんやろ、もうこれで私絶対言いません、結構です。

助 役

野呂さんとそういう議論をした記憶ないんですが、議会の審議終わってから、野呂さん、あれはちょっとせつしょうやでと、こういう事を言うてます。ただ、議場でそんなケンカをした事はない。いわゆる我々はやっぱり李下に冠を正さず、という事でいつもやっぱり住民に白い目で疑われるような事は避けていきたいという事でございます。やはり、理解してほしいのは、町長が言われましたように、鑑定価格というのは、適正価格という判断をとらなければならない、このように思っています。従って、町が買収する場合は、適正価格で買うという事で我々は用地交渉に向かって進んでいるわけです。今も、浅井委員からご指摘ありましたように、民間売買で非常に安くなったり高くなる場合確かにあります。けれども、それは適正価格と違うという事ではないんですが、やはりそういうような場合もなきにしもあらずと思えます。従ってご理解していただきたいのは、適正な価格で町が用地交渉を行って、それで地権者の合意を得たという事でご理解いただきたいと思えます。また、6月に提出を予定している農用地除外関係につきましても、浅井議員の協力をお願い致したいと思えます。

委員長 他に、その他についてのご質問ございませんか。

里川委員 その他という事でちょっといくつかお聞かせいただきたいんですけども、厚生委員会に関ります事業、私たち一緒に参加させていただく事業がいつも夏にあるんですけども、議長やまた厚生委員さんの都合もあると思いますので、出来るだけこれらの事業、決定をすれば日程など、里親とかふれあいの集いについて、お聞かせをいただきたいと思うんですが、これについては、今現在決定してるものとか、状況があればお聞かせいただけたらと思うんです。

福祉課長 議長、厚生常任委員の皆様には、また福祉課が行います、今言われました各事業についてご協力をお願いする事になりますので、よろしくお願ひします。現在、日程等で決まっておりますのは、一日里親会でございます。8月8日（火）という事で、今現在計画をしております、予定しております。また、心身障害者の集い、身体障害者の集いにつきましては、現在まだ未定でございますが、6月のこの委員会におきまして、またご報告させていただきます、ご案内等、またさせていただきますと思いますので、議長、厚生常任委員会の委員の皆様にはまたご協力、よろしくお願ひいたします。

里川委員 そしたら、また出来るだけ行事の方、計画のほうきちっとしていただいて、早めに私たちに知らせていただけたら、という事を思います。

それとですね、介護保険の関係なんですけど、18年度からの制度改革にかけまして、地域包括支援センターも開設をしていただいたり、色々していただいているんですけど、その後、規則や要綱などで変更を生じている部分であるとか、何か委員会に報告、今の段階でしていただける事があるのであれば、是非しといていただきたいという事。それと自立支援法の関係については、ほとんど手がついてないような状況で、私もちょっとまた、もう少し私もきちっといろんなものを整理して見ないといけないんですけども、ただ、前回の一般質問でも言

うてました、手話通訳のようにね、コミュニケーション事業などのように、町の例規集を見ましたら、事業の要綱が書かれてる中で、はっきり無料としますという風に書かれている。この無料とする事業の内容についてまで、この事に利用していただけますよ、という事もきちっと書かれているんですよね。その事っていうのは、私以前にも言ったように、やはりその方が生活をしていく上で必要なものについて、無料という風に要綱なんかにはなってるように思うんです。その辺の整理を以前から私、気にしてまして一般質問でも申し上げたと思うんですが、そこら辺も今どんな風になってきてるか、どんな風に、広域7町でも相談を色々しているというような事もお聞きしてましたけどね、その辺なんかの整理の状況などもどんな風になってるか、また自立支援法に基づくそういった事業に関しての変更などについて、現段階で何か報告していただけるのであれば是非状況など、報告していただけたらと思ってるんですが。

福祉課長

まず、介護保険制度の改革に伴いましての、町の要綱等の整理等でございます。委員もご存知のように、介護予防事業が町の方で実施していかなばならないという事でございますので、斑鳩町高齢者介護予防事業実施要綱というのを定めまして、現在4月からその運営等を行っております。またその他、要綱等でその介護予防事業の新設に伴いまして、要綱等の整理も行いまして、現在その各事業を継続またはスタートしておりますが、その整理を行いながら、現在行っております。

次に自立支援法に伴いますものでございますが、今、委員からもございましたようにコミュニケーション事業でございますが、10月からは地域支援事業という形で、新しく町がしなければならないという事業の必須事業になっています。それにつきましては、10月までに、今現在は町の要綱等で先ほども申されましたように、無料で手話通訳者の派遣を行っているところでございますが、これにつきましても検討を行いまして、町としてどうしていくか、という形も、その他必須

事業がございますので、その他の事業と同じように検討しながら今現在行っているところでございます。また、7ヶ町村、近隣、また県の状況等も確認しながら、現在作業を行っているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

里川委員 条例であれば、議会の議決事項ですので、当然議会に示されますが、以前から申し上げてますように、規則や要綱などについても整理をした時には、所管の委員会にお示しをいただきたい、私たちもその制度の中身について、町民の皆さん方が利用されるものについて把握を、所管の委員会としてもしていかなければならない、そしてその制度がどのように変わるのか、変わった事が良いのか悪いのか、そういう事についても、私たちは議会としても把握をきちっとしていきたいという風に考えますので、今後、これらの要綱や規則などの整理をされた場合、委員会の方にお示しをしていただくように重ねて、以前からも申し上げておりますが、重ねてお願いをしておきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。木田委員。

木田委員 先ほど町長から報告ありましたね、最終処分場で爆発というような件なんですけども、以前にもそういう事例が何回もあって、そしてピットと言うんですか、そこが焦げて燃えて大きな修理をせんならんような事態も、そしてまたパッカー車が途中で火を吹いたというような件も発生しておりますねけど、やはり町民に広報なんかでかなりいろんな啓蒙の何をやっていただいているんですけど、これ、無理なんかどうかという判定はなかなか難しいと思いますねけど、何かこういう事件とか起こったら、わしは町民がもっと斑鳩町を真剣に考えていただかなければならないのと違うかなと。最近でもイツボ川に自転車2台を放り込んでたんを、この間通ったら片付けておられたと。そんなイタチごっこみたいな事がね、町民の手によって行われるという事

はね、やはり斑鳩町にとってもそういう費用がやはりかなりかかる、今回のでは人的の何はなかった、そして施設にどんな何があったのか分かりませんねけども、やはり大事な施設としてですね、そういう事があつたら、あそこの施設が使用停止というような事になったら、斑鳩町の住民がみんな迷惑かかる、そういう結果になりますからね。そしてまた職員にも危害が及ぶような事になったらいけませんのでね、もっとやっぱり何か町民に徹底した何が出来ないのかなど。やはり収集の地域というんですかね、そこらで、斑鳩町全域いっぺんに走って収集してはるというようなんではないと思いますからね、そういう収集してきた地域を、何かそういう事件というのか、そういう事が発生したら、その地域を重点的に指導とかいう風な形でもっていかなければ、なんかこう難しいのではないかなと思いますねけども。やっぱり、ほんとにこのごみってというのは、これからどんどんとまた難しなっていくような時代になってくると思いますからね、町がそれをやらなければ、町民はどないも出来ないという現状ですので、だから町民ももっと自覚せんないかんと思うねけど、残念ながらそういうような事故が何年に一回か知らんけど発生するという事態がね、もっと広報とか、そんなん読んではんのかどうか、それはちょっと分からへんねけども、もっとやっぱり自治会の自治連合会ですか、そういう会合においてもですね、やはり自治会長さんなりに徹底した指導をですね、それとか、環境保全委員って言うんですか、そういう会議なんかにおいても徹底した何がなかったら、度々こういう事を起こされたら我々としてもですね、やはり、それは白石畑の人にしたらですよ、あそこが人家からなんぼかは離れてますねけども、それによってまた延焼事故なんかになって山火事とかいう事になったら大変ですから、そういう事を徹底して啓蒙してもらいたいなど、これはお願いなんですけれどね。

それとですね、敬老会で入浴券を配布されておられますわな。いきいきの里の入浴客を増やす為に入浴券の配布という事で、されたんですねけど、どれ位増えておんのかですわね、それは施設自体があのような施設なんで、いろんなサウナとかそういうような施設もないとい

う事なんで、それと他町と入浴料金が差がついたという事で増えたんか減ったんか、そういう事もあるし、それと大広間については、昨年の何ではそれがお流れになったという、いろんな何もありますねけども、結構経費もかかってんのに、入浴客が増えてんのかどうかについてですね、一部の人については、何も毎日ほど入浴と言うんですか、風呂みたいなん要らへんの違うか、という意見を言わはる人もありますねけど、それは町も努力して協力さしてもろてるという事でお話はさしてもろてますねけどね、やはり一応、一日の入浴客とかがね、一般の町民から見たら経費がどれ位かかって、そして一人当りの入浴にはこれ位かかって、そして十分にそうして楽しんでいただける人が年間何人位いてはって、という事になれば説明もしやすいねけども、経費はかかっておるねけども、お客さんが増えてないような状況であれば、やはり結局、施設自体は補償工事でされたという事なんで、これについては、何も異論はないねけども、結局、議会においても入浴客増やせというような何で、憩の家についても同じような意見が出ておりますねけども、それらを増やすいろんな方法はとってくれてはんねけども、現実的にどれ位増えておるのかですね、それらについて、分かる事があればお聞かせ願ひ、そして今後の対応についても、同じようにお聞かせ願ひたいと思います。

町 長

いきいきの里の関係等について、色々のご心配をいただきます中で、確かに料金改定をいたしまして、町内の方の利用が増えております。ただ、問題はですね、あの風呂の関係から考えますと、だいたい5時以降が大半なんです。だいたいその12時半からだいたい5時までというのはほとんど少ないというのか、現状から言うたら少ないです。5時からがだいたい皆さんお入りに来られるという事で、あの関係もだいたいいっぺんに20人も入りゃもう満杯ですから、その事を考えますと私は料金を改定して、そしてまた老人、65歳以上の方々についてチケットを、敬老会の替わりに渡してですね、私はかなりやっぱり町内の方、そういう方々増えてきてます。また家族の方もそれを利

用されてると考えてます。ただ、料金そのものはやっぱり現実から300円が200円になってますから、やっぱり町内の方、その料金分は減って来てますけども、私は現状から言って有難い傾向に、町内が増えてきた、またそういう方々が利用していただくという事については、非常に有難いなど。それとやっぱり他で出てるそういう大宇陀とかああいうような町と違ってですね、風呂の面積が狭いのと、更衣室が狭いという事もございますし、私は現状から見たらゆっくりと入れて、こういう形の方がいいのではないかなと。たくさんこなしていくという事よりも、やっぱりそこでゆっくり寛いでいただいて、そして風呂へ入っていただいて、そういう環境をしていった方がいいのではないかなと。木田委員ご心配のように、料金がどうかという事もありますけども、当然この関係等については、私は維持管理等については、とてもそれには追いつかないと思っておりますし、そういう事も踏まえる中で、出来るだけ町民にサービスが出来てきたらな、という事で努力をしています。確かに今までは町外の方々もたくさんおられますから、そういう事を踏まえますと町外を、料金を改定して、100円アップですか、したものですから、最近では町外の方は少なくなっていることも事実ですし、傾向的には私はちょうど現状が一番いいのではないかなと考えてます。

委員長 それともう一つ、収集車の、町民に対しての徹底事項、これについてはどうですか。

環境対策
課長 今、先ほど町長の方からありました件につきましては、今のところ何が原因であるかというのはちょっと分からない状態なんです。収集につきましては、今日どこが収集したかという場所はだいたい特定できます。それにつきましては、重点的に指導させていただきたいというように考えております。

今後、これからまたエコトークという事で、また自治会にも入って参ります。そんな事の中で、その辺も十分に熟知してもらうように、

という事をお願いして参りたいと考えております。

里川委員

すいません。ちょっともう一つ気になる事を聞き忘れてましたので、お願いしたいと思います。先日、障害者の方から、医療費がね、今、福祉医療制度が変わってから、自動償還払いという事でね、ちょっと結構まとまってお金持って行かな、お医者さん行くの怖いというような話をちょっと耳にしたんですけれども、福祉医療が変わった時に私達も色々言いましたし、県の方からも示されたと思います。貸付制度ですね、斑鳩町ももちろんその制度採用して、やっていただけてますけれども、この貸付制度の啓発と、それと利用状況について、もし状況分ければ教えていただきたいというのと、それと乳幼児医療の関係なんですけれども、自動償還制度が導入されましたけれども、お医者さんによっては、きちとなかなかしていただけない部分があって、ちょっとトラブルが発生したんですね。それは前にも言ったかとは思いますが、出産したすぐの新生児の場合、医療行為を行えば、産まれた後の医療行為というのは当然、乳幼児医療費の対象になるという風に思うんですけどね、そこがきちと整理をされてなくて、医療費の提示を求められなかった。そしてまた親の方もその事を医療機関にきちとよう言わなかった、若いお母さんがね、そんな中でちょっとトラブった事があるんですけれども、そういう自動償還払いになってから、そういう不都合と言うんですか、やっぱり私もちょっとそういう事例を見てますので、極力その、医療機関に対してもそうですけれども、住民さんに対しても常に医療証を、やはり窓口に出していただく、積極的に出していただく。そして医療機関にもそれをやっぱり求めていくという事、やっぱり自動償還払いになれば余計にきちとしとかなないと、それをどっちもが怠ると、そのまま結局償還されない状況になるというような事が起こってくる、以前にそういう事例があったものですからね、ちょっと気になってるんですが、そここのところ、今後もちょうと気を付けていただきたいなという風には思ってるんですけれども、課長も補佐も替わられましたんでね、再度このところ、今

後気を付けていただけるようお願いしたいと思いますが、その事についてもあわせて今、取組み状況お聞かせいただけたらと思います。

健康推進
課長

福祉医療助成制度にかかる貸付の状況でございますが、月によってばらばらですけれども、だいたい3件から4件くらいで貸付けを行っているところでございます。平成17年度、この制度、途中からできましたものですから、210万円の補正を組ませていただきましたけれども、恐らく決算額でおよそ190万円位の支出、元々貸付けで後々償還はされますんですけど、支出としたら190万円位という事で、概ね思っていた通りの支出くらいかなという風を感じているところがあります。

それから自動償還にかかります、医療機関での窓口の対応なりのお話でございますけれども、まず乳幼児の件ですが、出産してすぐに、なかなか対応できてないという事につきましては、確かに出産されたすぐに医療行為が行われた場合は、乳幼児さんがそもそもどの健康保険にもまだ加入手続きが終っていないという段階でございますから、当然その段階では福祉医療の対象者にはなっていないわけですが、もちろん健康保険に入られたのち、手続きをいただければ産まれた日に遡って、福祉医療の方は当然資格はとらせていただけます。そういう事で、医療費を100パーセント支払った方につきましては、出生届がまずあった時には当然健康保険に入られたのち、福祉医療制度の手続きが必要です、という事は住民課の窓口でも説明をいただいているところでもあります。またそういう事で、福祉医療の届けをされた際には、これまでその届までの間、医療費をかかされた分については、同じ月内であれば自動償還も可能でありますし、もし月が変わっておれば償還払いも可能だという事でのご説明をさせていただいた上で、ちゃんと助成制度を受けていただくよう配慮させていただいている事としております。それ以外にも確かに手続きは終わっているけれども、そういう福祉医療の資格証を提示しなかった事で病院で3割払ってしまった、という問い合わせというのはやはり現在もあります。それにつ

きましては、やはり同じように同じ月内であれば、役場の方から医療機関の方に連絡をさせていただくなり対応をさせていただいて自動償還にしたり、あるいは月を越えれば、ご本人さんの意向を確認した上、償還払いにするのか月遅れで自動償還にするのか、お客さんと医療機関と役場との間で相談をさせていただいて、医療助成の漏れがないように努めているところであります。

里川委員　ただ今説明を受けました。もしも漏れたりした場合は、結局は役場の職員さんも手間かかりますし、あっちこっち連絡またとり直したりとか、そういう事にもなりますし、また住民さんも自動償還になって余計に不便だわとか、いったんお金も払わんなのに大変だわ、とかいう気持ちにもなるだろうと思いますので、このところは極力医療機関、そしてまた受給者本人さん、そういう医療行為があった時には全て医療証の提示、そして医療機関も提示をやっぱり求める、特に新生児さんについても、町内にもそういう機関がありますのでね、医院がありますので、またそういう点についても徹底の方、極力していただきたいという事をお願いだけしときます。

委員長　　木田委員。

木田委員　現在は終息したと思われるインフルエンザですね、平成17年度はですね、マスコミ等によって大発生するという風に予想されておったインフルエンザなんですねけども、当町においてもなんぼか発生し、そしてまた学級閉鎖等もあったと思いますねけど、町が搦んでおられるですね、インフルエンザにかかれた患者とか、そしてまた学級閉鎖とか休園、休校があったのかどうかについて、今、たぶんそういうインフルエンザの報告はないと思いますねけど、あれ位騒がれておったんが、もう何もなかったように終わってしもてますねんけど、それらについて、どういう風な結果に終わっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

健康推進課長 実際インフルエンザにかかれたという事につきましては、直接医療機関から役場の方に報告があるとかいう事ではございませんので、全体の数字として今のところは掴んでおりません。先般ちょっと季節はずれのような形で中学校の方で、南中学校だったと思いますが、インフルエンザが発生しまして学級閉鎖になったという風には聞いております。同じように岩手県でしたか、そういうところでも季節はずれのインフルエンザがあったという事で、再度私どもの方も機会を改めて手洗い、うがいとかそういうような事について啓発をさせていただいております。正直申しまして、ちょうど季節的に今インフルエンザが発生したという事については、正直驚いているところでありますけれども、実際にそういう形で発生しておりますので、住民の皆様の方にも季節的な大きなPRという事ではないにしても、そういう機会をある毎にですね、手洗い、うがい、これはインフルエンザに限らない事でありまして、手洗い、うがいを中心に衛生面で気を付けていただくよう、啓発をしていっているところでございます。

委員長 最後に私の方から。昨日王寺でですね、アスベスト全国家族の会の奈良支部設立総会が開かれてると聞きます。今日の新聞にも50人くらい集まっている写真が載っておりました。理事者の方でもたぶん出席していただいていると思いますが、その報告をしてください。

健康推進課長 昨日、王寺町地域交流センターにおきまして、中皮種、アスベスト疾患、患者と家族の会の奈良支部の設立総会がございました。私ども出席というよりは、会議の傍聴をさせていただくという事で、私が傍聴を、していいかという事を言いましたら、構わないという事だったので、その様子を拝見させていただきました。アスベスト関連の事業所に勤めておられた方、そしてその家族あるいは周辺住民の方、またこういう活動を支援される方総勢で新聞で出ておりましたとおり、およそ50の方が集まりました。会議そのものにつきましては、

昨日初会合という事もございまして、皆さんいわゆる初顔合わせという事でしたので、自己紹介を兼ねまして自分の思いなり考え方をそれぞれ述べられたというところございまして、皆さんそういう自分の意見を述べるという事で、昨日の設立総会はそういう形で終わっております。私が見せていただいた中ではそういう感じでございます。以上です。

委員長

ありがとうございます。

その他についても他、ありませんので、その他についても終わります。

それと、6月定例議会におきましては、水道決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、当委員会からもあらかじめ2名の委員の選出をしていただきたいと思います。この2名につきましては、当委員会の方で既に話し合いをしております、決めております。私と浅井委員、この2名が水道決算審査特別委員会委員に出席させていただきますので、ご報告いたします。

委員長

以上をもって、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして芳村助役より挨拶をお受けいたします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって、本日の厚生常任委員会を閉会いたします。皆さんご苦労様でした。

(午前10時29分 閉会)

